



# JAL不当解雇撤回ニュース

No 112号 2012.2.6  
発行: JAL 解雇撤回国民共闘事務局  
連絡先: 航空労組連絡会事務局  
〒144-0043 大田区羽田 5-11-4  
フェニックスビル内  
TEL: 03-3742-3251 FAX: 03-5737-7819

## 「励ます会」 公正な判決求め地裁に要請 知識人・文化人178氏(第一次分)が賛同

知識人・文化人で構成する「日本航空による不当解雇者を励ます会」は、1月31日、不当解雇の撤回をめざし、東京地裁に「公正な判決」を求める要請行動を行いました。提出した要請文は、江尻美穂子津田塾大学名誉教授、奥平康弘東京大学名誉教授、坂本福子弁護士、品川正治国際開発センター会長、宮里邦雄日本労働弁護団会長、萬井隆令龍谷大学名誉教授の6氏が呼び掛け人となり、賛同者を募ったものです。要請文には、第一陣として178人の知識人・文化人の方が、賛同人として名前を連ねています。当日の要請には、呼び掛け人を代表して坂本福子弁護士が、賛同人として坂本修弁護士が出席するとともに、山口(乗員)、内田(客乗)両原告団長と竹島航空連事務局次長も同席しました。以下、励ます会が提出した要請文を紹介します。

### 日本航空不当解雇事件訴訟の結審に際して公正な判決を要請します

2010年12月31日、日本航空は、165名の労働者(パイロット81名、客室乗務員84名)の整理解雇を強行しました。解雇された労働者のうち148名が、解雇の撤回を求めて訴訟を提起し、東京地方裁判所(パイロットは東京地裁36部、客室乗務員は東京地裁11部)において審理が進められてきました。パイロットの事件は2011年12月19日、客室乗務員の事件は同年12月21日に最終弁論が行われて結審し、それぞれ2012年3月29日、同月30日に判決の言い渡し予定されています。

この間の審理によって、更生計画に示された日本航空全体での1500名の削減目標が、2010年11月の時点で、既に1688名に達し目標を達成しており、利益についても更生計画の641億円の目標に対して、既に1460億円の営業利益を上げています。さらに、2010年度の人件費削減目標を206億円も超過して達成していることが明らかになっています。しかも、日本航空の最高経営責任者である稲森会長が、被告代表者本人尋問において「誰が見ても、解雇された労働者の雇用を継続することはできた」旨を法廷で明確に供述しているのです。

また、原告らが、この間、日本航空の運行の安全を確保するために献身的に業務を遂行してきたこと、日本航空の過去の放漫経営に対して改善を求めてきたこと、そして、会社更生が開始された際にも労働者の解雇をできるだけ回避するための合理的で適切なワークシェアリング等の措置を提案してきたことも明らかになっています。

さらに、会社更生の事態に至った最大の原因は、空

港の乱造などの歪んだ航空行政と、過去の経営者の無責任な放漫経営にあることも証明されています。

現在、わが国の厳しい経済・雇用情勢の下では、経営者の放漫経営の「つけ」が労働者に押しつけられがちです。しかし、経営状況の悪化は労働者の責任ではありません。労働者が人間らしく働く権利が尊重されなければならないのは言うまでもありません。それ故に、経営が悪化し、人件費削減や人員削減が必要となった場合であっても、整理解雇4要件という適正な労働法の規範を遵守する法的責任が使用者には課せられているのです。

にもかかわらず、管財人は、すでにのべた諸事実と法理を無視して、公正たるべき更正手続を乱用して、本件解雇を強行したのです。しかも、日本航空でこのような整理解雇をすることはすべての国民にとってかけがえのない「航空の安全」を大きく損なうことになるということも無視したのです。

私たちは、上に述べたすべての点において本整理解雇は道理がなく、正義に反すると考えます。

私たちは、会社更生という事態においても、労働のルールが遵守されるべきだと判決によって確認されることが、日本航空のみならず全ての労使にとって、極めて重要だと考えているのです。

整理解雇4要件をすり抜ける手段として更生手続をしたことは決して許されることではないと私たちは確信します。わが国の労働者の権利を擁護し、適正な労働法のルールを確立するために、そして「航空の安全」を守るために、東京地方裁判所が、両事件において公正な判決を下されることを心から要請いたします。